

京都市告示第535号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成31年1月11日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
山科西野山経6の2号線	山科区西野山中臣町26番地の5地先から同町14番地の1地先まで	告示の日
嵯峨経103号線	右京区嵯峨大覚寺門前八軒町13番地の28地先から同区嵯峨新宮町68番地の1地先まで	同上
嵯峨緯153号線	右京区嵯峨石ヶ坪町47番地の1地先から同町1番地の127地先まで	同上
嵯峨櫛原17号線	右京区嵯峨櫛原若宮下町13番地の1地先内	同上
川島緯31号線	西京区川島五反長町11番地の2地先から同町51番地の4地先まで	同上
小栗栖緯13の1号線	伏見区小栗栖小阪町93番地地先から同町84番地の24地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)